

外貨定期預金規定

I 《共通規定（自動継続扱いおよび自動継続以外）》

外貨定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定の第2条、第3条、第5条、第6条および次の規定により取扱いします。

1（取扱店の範囲）

この預金の預入れまたは払戻しは原則として全店でお取扱いできます。

2（取扱日）

この預金は当店の営業日であっても、外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、解約または書替継続ができないことがあります。

3（口座への受入れ）

小切手その他の証券類は代金取立として取扱い、決済を確認した後にこの預金口座へ受入れます。代金取立については、別に定める当行所定の取立規定により取扱います。

4（預入単位）

この預金の最低預入額は、預入通貨により 100 通貨単位以上または 1,000 通貨単位以上の金額とします。

4の2（取引の制限等）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

5（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の解約請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名のうえ提出してください。ただし、書替継続の場合であらかじめ自動継続を指定されたときは、満期日に自動継続されますので通帳、証書の提出は不要です。
- (2) この預金の外貨現金による払戻請求があった場合でも、当行の都合により、当行所定の為替相場により換算した当該外貨金額相当の本邦通貨により支払うことがあります。

(3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が預金共通規定第5条第1項に違反した場合
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 前条第1項から第3項に定める取引等の制限にかかる事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、および前条第1項または第2項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑦ 前記第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(4) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳（証書）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

6（外国為替相場、手数料）

- (1) この預金口座へ、預金口座と異なる通貨を預入れる場合、またはこの預金口座から、この預金口座と異なる通貨で払戻す場合には、当行所定の為替相場により換算します。
- (2) この預金口座と同一の通貨で預入れまたは払戻す場合には、当行所定の手数料をいただくことがあります。

7（印鑑照合等）

解約請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8（適用法令等）

この預金には、日本における外国為替等に関する法令が適用されます。

9（規定の適用）

この預金は、本規定のほか反社会的勢力との取引排除規定を適用します。

10（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより周知します。

- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

II 《自動継続扱いの場合》

1 (自動継続)

- (1) この預金はあらかじめお申出のないかぎり、満期日に継続前の預金と同じ預入期間で自動的に継続します。
- (2) この預金の自動継続の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 自動継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）の2営業日前までにその旨を申出ください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 (満期日)

- (1) 自動継続の場合、預入期間の応当日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の前営業日を満期日とします。
- (2) 自動継続前の満期日とその満期日の属する月の最終営業日である場合には、前条1項にかかわらず、この応当日の属する月の最終営業日を満期日とします。ただし、月末が銀行休業日である月の最終営業日に預入した場合は応答日を満期日とします。

3 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（継続後の預金については第1条2項の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または元金に組入れて継続します。利息入金の指定口座は当店における預金口座としてください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後はこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は当該外貨100通貨単位とし、1年を365日として日割りで計算します。

4 (為替予約)

為替予約はこの預金の自動継続を停止する場合にかぎり締結することができます。為替予約については、別に差入れた為替予約約定書（外貨定期預金用）の各条項に従い取扱います。

III 《自動継続扱い以外の場合》

1 (預金の支払時期)

この預金は、通帳・証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2 (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率によって計算します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金における利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は当該外貨 100 通貨単位とし、1 年を 365 日として日割りで計算します。ただし、1 年を 365 日とする以外の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3 (為替予約)

この預金を満期日に解約する場合に適用する為替相場を確定するための為替予約については、別に差し入れた為替予約約定書（外貨定期預金用）の各条項に従い取扱います。

以 上
(2020. 3. 2)